



Title	万葉集「東歌」の採集について
Author(s)	井村, 哲夫
Citation	語文. 1957, 19, p. 17-23
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68510
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

万葉集「東歌」の採集について

井 村 哲 夫

万葉集卷十四「東歌」の採集の事情については、従来折に触れ論ぜられてきたところであるが、いまなお決し難いものがあるようである。かつて、佐佐木博士は虫麻呂を集録者に擬せられ（和歌史の研究）、新村博士は家持を論ぜられ（東方言語史叢考）、一方、折口博士は荷前貢進という採集の場を考えられた（万葉集研究）。資料となりうべきものがきわめて漠然たるものであるから今なお不明と言ふはかないとして、結局「悉く或一人の手によつて集め得たとは思はない。何等かの事情形式のもとに、所により時により集められたものがたまたま東歌に関心を有する中央の都人によつて採録され」たとする藤森朋夫氏の見解（春陽堂万葉集講座第六巻）は、日本文学大辞典「東歌」の項の森本博士の見解にも通じている。事実東歌採集の事情はいまだお不明と言つべきである。従つてまた、あるいは空しかるべき小稿のごとき努力も、なお試みられる余地があると思うのである。

一般に、特定の個人による採集を考える立場には、その傍証となるべきものの不足ということもさることながら、東歌全二百三十首

余、東国十数個國よりの歌群といふものを、ことごとく一個の個人が集めることの困難、という不安があるところから、前述したような「所により時により」集められておつたとする考え方が一つの見解として提出されるのであろう。しかしながら、この見解をとるにせよ、単に特定個人採集説のもつ不安からがれでいるというだけであってはなるまい。土屋文明氏は、東歌の全部が東國の現地において集められたとは認めがたいとして「國名を上げて分類した作の殆どは、其の國名を含むもの、又は特に著名な其の國の地名を有するものである。若し實際に各地方で採録されたとすれば、地名を含まない作が、各國中に若干は存してよい筈ではあるまいか」（私注）と述べられたが、國別に分類されている歌のそのような状態は、東歌の採集者と分類者との区別する考えに従えば、すでに採集されていいた東歌をば、後の分類者が——武田博士が言われたように——その地名に縋つて諸國に分類した結果としての状態、と見ることができるものであり、かならずしも東歌の現地採録を考える妨げとなるものではないよう思う。そこで私は、東歌がある一定の期間に、実際に各地で、ある京人の旅行者によつて、採集されたのではなかろうか、との想定を大胆に試みてみようと思う。

卷十四全二百三十首余の中、国別に分類してある歌が九十首余（或本歌一本歌を含む）ある。いまこれらの国別分類歌をとりあげて、そこによみこまれているところの土地土地の季節の風物というものを数えあげるとき、非常に少数例となる若干の例外はみられるけれども、一応、東山道は、信濃、上野、武藏の三国にわたって夏季の風物が集中し、東海道は、下総、上総、相模の三国および東山道武藏国（注一）にわたって秋季の風物が集中していることが見られるのである。左にそのようすを示す。（注二）

信濃国

ほととぎす（三三五二）

上野国

うゑこのなき（三四一五）、いはゐぐら（三四一六）、お

ほゑぐさ（三四一七）、つづら（三四三四）へこれらは

夏季に著しく伸長しがち開花する

* 真麻群（三四〇四）、虹（三四一四）、苗のむらなへ（

三四一八）、雷（三四二一）

武藏国

いはゐづら（三三七八）、朮が花（重後出）

下総国

早稻を穂す（三三八六）

上総国

つゆじも（三三八一）

武藏国

朮が花（三三七六、同左或本歌、三三七九）、△夏つ

ぼみ、秋にかけて開花

相模国

粟まきて実とはなれる（三三六四）、くず（三三六四
左或本歌）△秋の七草の一、にこぐさ（三三七〇）

〔注〕一、武藏国は宝亀二年以前は東山道に属していたのであるが、統紀神護景雲二年三月乙巳朔の条や同宝亀二年十月己卯の条の記事で知られるように、「兼ねて海道を承け」てもいた国である。すなわちその駅路も、同国内の乗渡、豊島なる

二駅が「山海両路を承け」ていたといふ。元来、東海道を下する場合、水路によらぬかぎりはかならず同国を通過するわけである。一方東山道を上下する場合は上野国新田駅から下野国足利駅に至る「便道」があつて、かならずしも武藏国を通らない場合もあつたらしい。このような事情があるから拙稿では推論の都合上、武藏国を東海道諸国との間に置いて考えた。

二、右にあげた植物の例の中、歌の内容からみて、かならずしも季節にかゝわらぬものである場合があるかも知れないが、大勢に影響はない。上野国の場合の「まぞむら」は麻の群生をいうのであろうと思ふ。その季を夏とした。麻そのものはまた夏季開花のものもある。同國の「虹」は「夜左可の堰塞に立つ虹」であるが、もしこれを堰塞の落ち水のしぶきにかかる小さな虹と解しても、やはりそれは夏の間の輝かしい陽光の下で見られるものであろう。同じく上野国の「苗のむらなへ」は、後の語が「群苗」「村の變」「うらなひ」等と解されているものであるが、いずれにせよ示す季節は夏であろう。相模国の場合の「にこぐさ」は未詳のものであるが、卷二十に「秋風になびく川傍のにこぐさの云々」（四三〇九）との歌があつて秋の景物なることが知られるものである。他に同国歌の「足柄の彼面此面に刺す罫」（三三六一）などもみのりの秋の田野の景物ではないだろうか。右にはあげなかつたが、常陸国の場合では、「筑波の繁木の間」（三三九六）、「筑波領の嶺ろに霞居」（三三八八）、があり、前者はあるいは夏山秋山の茂きをいうものか。後者の霞は春又秋のも

のであるが、集中露の用例はほとんど春のそれを歌い、この

場合例外とすべきものかもしれないが、秋の露を歌う場合も集中にないではない。未得勘知國の歌群中、國名が推定され同時に季節の風物をもつ歌は極めて少數で、その國名の推定にも諸説あつて定まらぬものであり、私のみだりな断定は許されないのであるが、その中の二三をとりあげるならば、上野國歌かといわれる歌（三四九四）に「若かへるで」があつてこれは春から夏にかけてのものであるから右に一致し、仙覺抄によれば常陸國歌かと思われる歌（三四四四）に「くくみら」、古義によれば同じく常陸國歌かと思われる歌（三五〇一）に「たはみづら」等があり夏から秋にかけての風物であろう。駿河國も右にあげなかつたが、その場合、例外と共に、「雪」（三五五八左一本歌）や、同國歌と推定されていれる歌に「鶴」（三五一三）、「鳥符」（三四三八）などがあつて秋から冬にかけての季を思わせているものである。

例外としては、上野國の場合に、「くくたち」（三四〇六、あぶらなの類とすれば春のものか）、「雪」（三四二三）、が見られるほか、「傍の榛原」（三四一〇、三四三五）。後者の「わが衣につきよらしもよ」という状態は、卷十、「九六五番の歌などから秋の季での状態かと思われる」、がある。同じく上野國に「くずはがた」（三四一二、地名？「くず葉ガタ？」）があり、「くずが秋の景物とすればこれも例外とすべきか。もとも「夏くず」という用例などもあるが。

（右に並べた諸国及び注で触れた常陸と駿河の二国以外の國の歌群中には、季節を明示しうる風物をもつものは見られ

ないようである。）

さて、右のような事実は、採集者が、これらの國々を訪れた時期が、それぞれ夏、秋の候であったことを暗示しているものではなからうか。いったい、他の地から訪れた旅行者が、その土地で歌を採集しようとした場合、彼が四季を通じてその地に居みかぎり、採集される歌によみこまれた風物は、おのずから採集時の季節の風物にかたよるのが自然なのではないであろうか。東歌が、ある一定の期間に採集されたのではないかと思われる徴としての右のようなありますから、私は、「春、大和を出立して先ず東山道をたどり、信濃国に入つてすでにほととぎすの声を聴き、上野、（武藏）、下野、陸奥を経、東海道常陸国に入つて夏秋の交、下総、上総、（武藏）、相模その他の諸国を経て、秋も末、あるいは冬、の帰京」という採集の旅を想像してみたいのである。

卷十四東歌中に、京人の旅行の作とみられるものが散見する、といふことが從来指摘されてきたのであつた。

信濃なる須賀の荒野にはほととぎす鳴く声きけば時すぎにけり この歌は考が、「旅に在てとく帰らんことを思ふに、ほととぎすの鳴まで猶在をうれへたるがたも意も京人の任などにてよめりけむ、又相聞の方にも取ば取てむ」と述べ、略解それに従い、武田博士また西方人の旅行の作と説かれているものである。この歌は、春の大和を出立以来、信濃国に入つてすでに夏の声を聴くに至つたとの旅中の感懷を歌つた、採集者自身の詠作ではなかつただろうか。もちろん採集者に同行した者の作であつてもかまわないわけである。このほか、今こゝに一々吟味はしないが、私は東歌の中には、旅途における採集者自身にまつわる歌がなお含まれていると思ってい

る。こう考ることによって、東ぶりの歌の中に東ぶりならざる京人ぶりの旅の歌がどうして混入したのか、との疑いの一斑も解けるようと思う。逆に言えば、採集者というものが居たから、東国の歌の中に京人の旅の作らしい歌がまじり込んだのである、と推論するのである。

では、その採集者は、どのような人物であり、採集の旅はどのような旅であったのか、と想像してみると、私はやはり、ある種の政治的任務を持った東国巡回の旅と、それに派遣された政治的要人、というものを考えたい。第一に、当代において、単なる私人の場合、かような大旅行が容易に行われたとは思えないのだが、公人としての東国巡回の大旅行は、巡察使、節度使などの場合のようにしばしば容易になされたことであるし、また公人としての権威の下において、東国十数個國にわたる歌群の採集も容易に行われたのであらう、と思うからである。第二には、東歌集録の理由に關する真淵の説、「さて十四は東歌にて、おほくの國ぶり也。から國のいにしへの歌にもくにぶりを集めしにより、もとよりも歌は人のこころをのぶるものにて、それにつけて、いとやむことなきあたりに、をす國人のこころをもしらするものなれば、なぞや大宮風のみをいはむ。かかるからにあづま歌をもすゑにつけて撰べし」（歌意考）をやはり卓見と考えるからである。東歌二百三十首余を子細に見渡しながら、そこには、東国各地の地名や訛りはもちろのこと、各地独自の自然、天候、産物、風物、習俗、伝説、交通路、治水灌漑、等々にわたるところの、他巻に比べて豊かでかつ異色もある風土的素材をば隨所に、——しかもわが師犬養孝先生が「万葉地理全風土圖中における大いなる特色」とされたところの（「万葉地理—その風土

性」万葉の風土、所収）、自然的風土的（人為的及至文芸意識的に對する）に極めて密着した関連（歌及至作者と風土との）の在り方の下に——指摘しうるのであるが、これを採集者の側について言うならば、その採集活動に單なる個人的関心や文芸意識的興味をはみ出た政治的関心というものが働いているのではないいか、と思わせてゐるものであろう。また、東歌の中には防人の歌がかなり多數含まれているとみられるが、やはりこれもある政治的用意の結果と考えてよいであろう。地方の風土、風俗、民情といったことがらが、中央政府にとつて重大な政治的関心事であったことは、いまこゝに史書の記録を引くまでもないことである。東歌採集者としてのある公人を考る場合、その政治的任務というものもまたおのずから、そのあたりにあつたと想像されるものであろう。

以上、私は、万葉集東歌はある政治的意図をもつて東国を巡回したところの、京人によつて、ある一定の期間に東国各地において採集されたものではあるまいか、と推察してみたのである。

二

万葉集卷十四東歌全二百三十首余。これらの制作年代についてはそれを推定すべき手がかりはほとんどないと言ってよい。歌風や歌体から考えて見るのも、東歌そのものが中央歌壇からはるかに遠い東国地方文化圏でのものであるから、直ちに比較推察すべきものもない。卷二十の防人歌のごときは特殊の場での個人的実作であることがはつきりしているから、不用意には対照され難い。卷中、人麻呂歌集との重複を注した歌五首があり、また他の巻々の歌と類歌関係にある歌も散見するけれども、それらはそれで又問題があり、い

ま直ちに東歌の年代を考える助けとはならない。かように非常に悲観的であるけれども、従来諸家の注目してきた一首の歌がある。

信濃道は今の鉄道刈株に足踏ましなむ履著け我が夫（三三九九）

がそれである。すなわち、統日本紀大宝二年十二月壬寅の条「始開三美濃国岐蘇山道」、「同和銅六年七月戊辰の条「美濃信濃二國之堺徑道陥阻往還艱難仍通吉蘇路」、の両記事によつて右の歌のおよその年代を考えようとするものである。やゝ不安も残るけれど、積極的に否定するものではない。従つておいてよいと思う。さて、右の

両記事によつて、木曽路開通の次第は、大宝二年起工、十二年の歳月を費して和銅六年に完成、と解され（全詠、全註詠等説）、あるいは、大宝二年にいゝたん開通、荒開きであつて、まだ諸交通に堪えうるものでなく、後あらためて着工して和銅六年、旧道に代わる交通路として完成した（宇友平野日出夫君等説）とも考えられる。和銅七年閏二月に、吉蘇路を通せしをもつて、美濃守笠朝臣麻呂及びその属官、匠らに賞賜があるのであるが、この笠麻呂は慶雲三年七月に美濃守に任せられている人であり、和銅七年にひとり麻呂らに賞賜があつたのであることを思えば、後者の説も有力であろう。私案としては、大宝二年に開かれた「美濃国岐蘇山道」は、後に、美濃、信濃、二国を通じた吉蘇路の一部分を指し言ふもので、それをも含めた

「吉蘇路」は、笠麻呂が慶雲三年赴任以来のある時期から着手して和銅六年に完成した、とも解し得ると思つてゐる。その他二三の異見があるが（注）比較的これらが穏当な解釈かと思われる。

次に、前にあげた三三九九番の歌は、澤瀉博士が「琉球へおじやるなら草鞋はいておじやれ、琉球は石原小石原」という俗謡を例示されているように、個人の実作というより民謡俚謡の類とみられる

ものである。第五句の「履著け我が夫」などには、今で言えば「よそゆきのいっちらをはいて……」といったユーモラスな気分もたゞよつてゐるようである。そして折口博士がこれを労働謡とされたのも、やはりすぐれた鑑賞であろう。農民たちが自分たちの手で目前にひらかれてゆく「今の大道」への愛着と、仕事の進捗のよろこびとを、労働謡によくみられる相間的構成によつて、むしろユーモラスな氣分をもつて歌つたのが、この歌ではなかつたかと思う。

右に述べたようなことを考え合せて、かの三三九九番の歌の制作年代には、一応、大宝二年以降和銅六、七年にかけての十数年間、という期間を考えておくのが、もつとも妥当であると思われる。この歌の採集年代もまた、そのあたりに考えられてよいであろう。

〔注〕古義説「此は大宝二年に、新に吉蘇路を開かれれど、なほこしかたの古道をも、往還ありしを、其後十年余を経て、和銅六年に吉蘇路をのみ、通はしめし、といふなるべし」

上代歴史地理新考（東山道）説「さきに令を発せしが实行せられざりしかば十一年を経て命を重ねしならむ。十一年前に著手せしが今に至りて成りしにはあらじ」

三

統日本紀和銅二年九月己卯の条に、「遣^ミ從五位下藤原朝臣房前千海東山二道。檢察闕刻^ミ巡省風俗。仍賜伊勢守正五位下大宅朝臣金弓。尾張守從四位下佐伯宿禰大麻呂。近江守從四位下多治比真人水守。美濃守從五位上笠朝臣麻呂。當國田各一町。穀二百斛衣一襲。美其政績也。」という記載がある。すなわちかねて東海東山二道に派遣されていた藤原房前の報告によつて、この日伊勢守

美濃守らにその政績をよみして賞賜があつた、との記事であろう。

(注一)

この房前の任務の一つ、「風俗巡省」についてみると、この「風俗」なる語は、「国内安樂風俗淳和」「風俗雜伎」「風俗歌舞」(以上統紀・後紀など)、「肅清風俗」(令)、「風俗諺」、「阻風俗也」(以上常陸風土記)などのように、民情、くにぶり、くにわざ、土俗、などいふ意味をもつてゐる。従つて房前の「風俗巡省」との任務もまた、東國地方の民情、くにぶり、土俗などの巡回規察といつた任務であったと察せられるものである。さてそこで、前節まで述べたことがらとも思い合わせて、万葉集東歌といふものが東國の風俗をよくあらわしているものであると考えられるならば、あるいはこの房前の一行が、東國風俗巡省という政治的任務を遂行するための一つの具体的な手段、として東国くにぶりの歌の採集を行つたものではなかつたか、と私は想像してみるのである。

この藤原房前といふ人は、かの威勢並びになかつた不比等の二男であり、藤原北家の祖であり、参議、中務卿(民部卿・公卿補任)などの要職につき、元正天皇崩御間際にはひとり枕頭に召し入れられて後事を託されたと伝えられるように信任この上もなくあつく、没後には正一位左大臣を贈られたといふ名門の大貴族であつた。また和銅二年の東海東山二道派遣の前には、大宝三年東海道巡省(以上二度の派遣は太政官被官巡察使としての派遣であつたらしい)、後には、神亀三年から六年へかけての近江若狭按察使(公卿補任)、

天平四年東海東山二道節度使、となつており、東國と縁の深い経歴を示している人である。そして同時に、懷風藻に詩三首、万葉集に

書状一通と短歌一首、契沖以来房前の作かとされているもの七首(卷七、一一九四一五、一二一八一ニ二)が收められており、大伴旅

本博士は、その家集があつたかとも想像された。(注二)

この貴顯の門の文人政治家、若き藤原房前が、民情ようやく不安な和銅初年、風俗を巡省すべき任務をもつて東海東山二道につかわされたのであつたが、折から美濃國では、信濃國に通ずる木曽路が新しく開かれていた、あるいは開かれつゝあつた、と思われるわけだが(前節参照)、房前の一行は当然その地に足を運んだであろう。彼の任務の一つには「閥割検察」ということがあつたのである。閥割の問題は言うまでもなく国と國との間の交通の問題なのである。その際にかの三三九番の歌が現地採集された、と考える可能性がある。かの歌が折口博士が言われたように労働謡であったとすれば木曽路の工事の進捗状況を視察しつゝ房前が、農民たちの歌う労働謡を採録した、というような想像も、楽しく私には浮かんでくる。

木曽路を通じたために和銅七年に賞せられた笠麻呂は、この房前の巡察の結果によつても賞賜をうけている(前記和銅二年九月の記事)のであるが、そのよみせられた政績といふもののなかにはおそらく、進捗中の木曽路開通工事という積極的な行政実績も含まれて居たものではなかろうか。房前巡回の当時はまだ、上野国守は万葉歌人田口益人大夫であった。東歌の国別分類歌の中では上野国歌が二十数首をしめて目立つて多いのは、あるいはこのことにも関係しているのであらうか。

さてここで一つの疑問が出されるかもしない。房前の場合、東海東山二道の巡回ならば、どうして近江や伊勢や美濃、尾張などの

諸国の歌がないのか、と。私は、これらの国の歌ももちろん採られておって、実は未勘国歌百四十首余の中に含まれているのであるうと思う。駿河と相模にはさまれた甲斐国などの場合も同様に。地名をもつ未勘国歌中で、従来諸注が指摘してきたものだけをとりあげてみても、その中に近江や伊勢、尾張の歌が見られるようである。

〔注〕 かの三三九九番の歌も、武田博士が指摘されたように、信濃国の歌としたのは分類者の誤りであって、当然信濃国歌とすべきではなかったか。三代実録元慶三年九月四日辛卯の記事で知られるように、木曾のあたりは美濃信濃二国が長期にわたって境界を争い、その所屬は中央朝廷でさえも即決し難い程度に不分明となっていたらしく、そうした間にふとこの歌を信濃国歌とすることもありうるわけである。あるいはその第一句「信濃道は」に引かれて、信濃国に分類したものかもしれない。およそ、東歌採集時の原本は、採集時の事情もよくわからなくなつた頃になつてから取り上げられ、分類され万葉集中編修されたのであろう。もっとも、これはまた別の問題である、稿を改めなければならないと思う。(三十一、七、三十一)

一、これらの国守たちは和銅元年三月の百官異動の際にそれがそれ任せられている。ただし美濃守笠朝臣麻呂は更迭を免れての重任である。

二、森本博士「万葉集第七巻の組織及び編纂に就いて」
万葉学論纂。所収。同書十五頁参照。

——大阪大学 学生——